

天草ジオパーク見学支援事業実施要項

1 目的

天草の次世代を担う児童生徒が、天草が誇る地域資源を間近で体感し、天草ジオパークの構成要素でもある、地質・地形そして歴史・文化・産業・生態系に関する認識を得ることで、地域への誇りを高めること、及び天草ジオパークとその活動に対する認知度の拡大を目的とする。その目的達成のため、学校活動において天草ジオパークの「見どころ」を見学する際の費用の助成を行う。

2 助成要件

(1) 対象者

- ① 天草地域（天草市・上天草市・苓北町）内の小・中学校及び高等学校に通学（勤務）する児童・生徒及び教職員等（以下「天草地域の学校」という。）。
- ② ①以外の小・中学校及び高等学校で、教育旅行のために天草地域を訪れる児童・生徒及び教職員等（以下「天草地域外の学校」という。）。ただし旅行期間中に天草地域に宿泊する場合に限る。
※申請書に、教育旅行の計画書を添付すること。

(2) 対象見学地

天草ジオパーク推進協議会（以下「当協議会」という。）が選定する「見どころ」（別紙参照）。ただし、天草地域外の学校については、天草市御所浦町地内の「見どころ」に限る。

(3) 事前学習

現地見学を行う前に、予備知識を習得するため事前学習を1回以上受講すること。ただし、天草地域外の学校については、この限りではない。

(4) 成果報告

見学実施後速やかに、実施報告書（様式3）を提出すること。

(5) その他

事前学習と現地見学時には、当協議会が認める講師（ガイド）を起用すること。

3 事業の実施期間

助成の対象となる事業の実施期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。



天草ジオパーク推進協議会

4 助成金の額等

(1) 限度額

予算の範囲内で、1件あたり150,000円を上限とする。ただし、各学校で年1回を限度とする。

(2) 対象経費

① 天草地域の学校については、見学場所までの移動に要した交通費及びガイド料（車両・船舶使用料、有料道路使用料等）。

※ただしイルカウォッチング、グラスボート（牛深町）乗船時の費用を除く。

② 天草地域外の学校については、天草市御所浦町地内へ移動するための費用や同地内の見学場所を移動するための費用及びガイド料（各港と御所浦町を往復するための船舶使用料、御所浦地内での車両借り上げ料等）。

※ただし他団体の補助金等を受けている経費は、対象外とする。

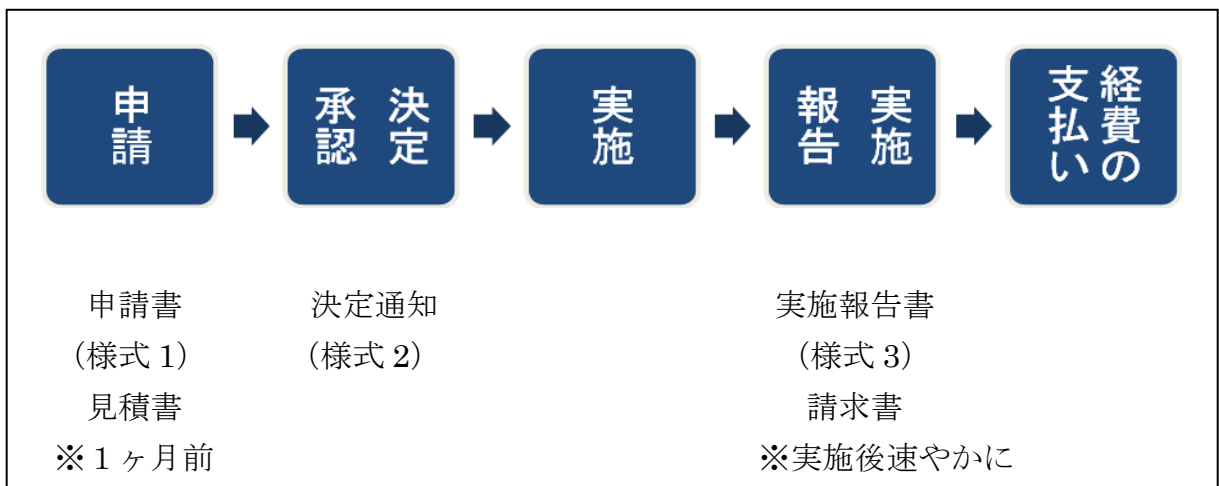
(3) 助成率

10/10

(4) 支払い方法

申請者は見学終了後、実施報告書と利用した業者等からの請求書を提出し、当協議会が当該業者等へ費用を支払う。

5 申請のフロー



天草ジオパーク推進協議会

6 申請受付

当該年度の4月1日から。(予算の限度に達した時点で終了。)

7 申請・問い合わせ先

〒863-0023 天草市中央新町15番7号(天草市ジオパーク推進室内)

天草ジオパーク推進協議会事務局

[TEL] 0969-32-6778(直通) [FAX]0969-23-5312

[E-mail]ama-geo@city.amakusa.lg.jp

8 その他

- ① 事前学習や見学中における参加者の傷病や交通事故等は、当協議会は責任を負わないので、保険に加入するなどの対策を講じておくこと。
- ② 正当な理由がなく、申請書記載のとおり見学を実施されていないことが判明した場合や、不正行為があったと認められた場合は、助成金を返還すること。



天草ジオパーク推進協議会